

## 唐代の逃戸・浮客・客戸に關する覺書

中 川 學

ト ノ 研究 (69)

農民の逃亡は中國唐代にかぎられた現象ではないが、唐代の社會經濟史的格を考へるときには、この逃亡現象が忽諸に附すべからざる問題をおびてくる。逃亡の規模は、武周期に「天下の戸口の亡逃、半ばを過ぐ」(舊唐書八八章嗣立傳)とか、姚州に「劍南の逋逃、中原の亡命、二千餘戸有り」(同九二張東之傳)といわれ、唐朝全盛期の玄宗開元中にも「天下の戸版は剽<sup>ヒ</sup>られ、隠れ、人は多く本籍を去り閭里に浮食し」(新唐書一三四宇文融傳)、兩税法制定の德宗建中元年には「浮寄は乃ち五分の二有り」(通典四〇職官)、貞元初年には江南で「流人の自占するもの二千餘戸」(舊唐書一三二李卓傳)、憲宗元和五年には「農桑に歸せざる者又十に五六有り」(同一四本紀)、元和十四年の關内道渭南縣長源郷では「舊と四百戸、今纔かに百餘戸」おなじく河南道閩郷縣では「三千戸、今纔かに千戸」で「其他の州縣も大率相似たり」(資治通鑑二四一)といわれる

程になった。

逃亡農民が「盜賊」となった例も多く、武周期に「或は山澤に往來し……亦自ら愚俗を誘動し、禍患を爲すに堪う」(全唐文二四六李嶠)とされ、「専ら掠略を以て業と爲す」(前掲張東之傳)とか「浮食者衆く又人財を劫す」(舊唐書八九狄仁傑傳)といい、「今諸州の逃走戸、三萬餘有り、蓬・梁・果・合・遂等の州の山林の中に在り……、其中、遊手惰業亡命の徒は、結びて光火の大賊と爲り」(全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍事)、さらに開元中の河南道仙州は「逃亡の歸する所、頗る淵叢を成し、舊と劫盜多く兼ねて宿寇有り」(唐會要七〇州縣廢置上)、河東道邢州青山縣には青山またの名を黑山あり「幽深險絶にして逋逃の藪と爲る」(元和郡縣圖志一五)という状態であった。唐末、裘甫の亂のとき「所在の群盜、半ばは是れ逃戸」(通鑑二五〇懿宗咸通元年五月壬申)、黄巢の亂にさいしては「百姓流殍し……相聚りて盜と爲り所在に蜂起す」(同二五二乾符元年)および「東南州府頻りに奏す、草賊結連すと。本と是れ平人の饑饉に迫られ之に驅られて盜を爲す」(舊唐書一九下僖宗紀)こととなった。

かかる逃亡の發生原因としては、第一に、水災・旱害とそれに伴う饑饉<sup>1)</sup>、第二に、異民族の侵入または内亂とそれに伴う兵役・調發<sup>2)</sup>、第三に、王公百官および豪富の家または佛寺等による土地兼併、そして第四に、官吏の暴政、とくに攤逃の弊をあげ得る。ただし、王船山が「讀通鑑論」卷二三唐代宗廣德二年で論じているごとく、「逃亡」には、脱税のために戸籍上逃亡

扱いにするよう胥吏と共謀する偽性逃亡がふくまれ、かれらは胥吏などのもとに隠戸として隠匿されており、元和六年の衡州では隠戸一萬餘戸が検出された。<sup>(8)</sup>

逃亡の發生原因は發生地の分布とも關連するから、つぎに逃亡の發生地ないし逃亡先を主に十道區分に從つて地域別に概観しよう。

まず周邊地域からみると、河朔の地では、異民族侵入と水害により武后の聖曆元年と長安二年に逃亡がおこり、河東道では前述のごとく邢州青山縣の青山(黒山)が遁逃の藪となっている。隴右道では長安三年に沙州の逃戸が甘・涼・瓜・肅州に居停している。劍南道では、武周期に、前述の姚州で二千餘戸、おなじく蓬・合・遂州に果州(山南道)梁州(河南道)とあわせて三萬餘戸の逃戸が、或は土豪大族のもとに依付し、或は山林に據つて「大賊」となっており、天寶中には渝州に「諸州の逃戸が多く此に投じ營種」している(元和郡縣圖志三三)。嶺南道では僖宗廣明元年に黃巢の亂により廣州に逃亡が發生している(舊唐書一九下本紀)。

つぎに揚子江以北の内地諸道をみれば、關内道では、武周期中原亡命の民が姚州へ流出していること前述のとおりであるが、開元十年には慶州懷安縣が逃戸を検括して初めて置かれ、同二十四年には岐山の呂珣が家に無数の逃戸をかくまっておき、その中には逃亡の防丁もふくまれている。また穆宗長慶元年冊尊號赦によれば京畿諸縣の職田を所由が侵隠し貧戸に佃食させたことから逃亡を惹起し(全唐文六五〇元稹)、同州の近

河の諸縣では砂磧による土地荒廢と豪富の兼併により逃亡がおこった(全唐文六五一元稹・同州奏均田條)。河南道では、前記の仙州が開元年間に逃戸の淵藪となつてはるか、開元二十五年には陳・許・豫州で還逃戸に屯田を分給した(冊府元龜五〇三邦計部屯田同年四月庚戌詔)。山南道では、開元二十五年六月に隋州唐城縣が「客戸を以て十二郷を編成」されている(唐會要七一山南道、太平寰宇記一四四)。貞元初年には江陵府の東北で流入二千餘戸が自首している(舊唐書一三一李皋傳)。前掲陳子昂の上蜀川軍事にあげられた果州は山南道に屬し、前掲開元二十五年四月庚戌詔の壽州は淮南道に屬し屯田を還逃戸に分給した。淮南では太和八年九月水災のため民戸が流亡しており、實際に流出したのもふくまれるであろう(舊唐書一七玄宗紀下)。

さいごに江南道全域についてみると、衡州では前述のように元和六年正月に隠戸一萬餘戸が検出されており、前掲玄宗紀によれば兩浙・黔中では太和八年に水災による逃亡があり、懿宗の咸通四年七月制によれば安南の寇陷により前述のごとく流入が洞・溪州に多く寄寓し、さらに黃巢の亂により荆南・湖南でも逃亡が激發した(舊唐書一九下僖宗紀)。

以上、逃亡・逃戸の地域別分布の特徴を要約すれば、第一、武周期までは周邊地域に發生した記事が大半であり、中原以外の内地・江南諸道に關する記録は稀少である。第二、開元以後になると、周邊地域の記事が減少して内地諸道に關するものが多くなるが、さらに細分すると、河南・山南・劍南・淮南諸道

に關する記録は玄宗以後・德宗以前に集中しており、憲宗以後唐末までのものは揚子江以南一帯に偏っている。これは唐朝の掌握地域の時期的變遷との關連においても検討する必要がある。第三、逃戸・客戸によって郷・縣を編成したことが開元年間にかぎられているのは、宇文融による括戸政策の結果であろう。括戸政策については、拙稿「唐代における均田法・租庸調法の反復公布と括戸政策」(『橋研究九・一九六二』)にもとづき且つそれを補充しつつ、次節にまとめてみたい。なお、逃戸・客戸について先學の諸研究から多くを學ばせていただいたが、研究史の展望は稿をあらためてこころみることにしたいと思ふ。

(1) 舊唐書九二巨源傳・長安二年、同一七文宗紀下・太和八年九月、同一九下僖宗紀・廣明元年。

(2) 資治通鑑二〇一高宗總章元年冬十月、舊唐書八六孝敬皇帝弘傳、同八九狄仁傑傳、通鑑二〇七則天后聖曆元年冬十月、舊唐書一九上懿宗紀咸通四年七月制、通鑑二五〇懿宗咸通元年五月壬申。

(3) 新唐書五一食貨志・永徽年間、舊唐書八九狄仁傑傳、通鑑二〇七則天后久視元年秋閏月庚申、冊府元龜四九五邦計部田制天寶十一載十一月乙丑詔、同代宗寶應元年四月勅、唐會要八五逃戸。以上は兼併による逃亡發生を明記。兼併のみについては舊唐書五八長孫順德傳、同一八五上良史賈敦頤傳、同一〇〇慮從愿傳、新唐書五二食貨志・文宗、等。

(4) 全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍事、同六五〇元稹・長慶元年冊尊號赦。その他、攤逃の弊については次節に述べる。

(5) 冊府元龜四八六邦計部戶籍、唐會要八五定戸等第。

(6) 舊唐書九二巨源傳、同八九狄仁傑傳、通鑑二〇七則天后聖曆元年冬十月。

(7) 大谷文書第二八三五號、内藤乾吉「西域發見唐代官文書の研究」(『西域文化研究會編「西域文化研究第三」敦煌吐魯番社會經濟資料・下』一九六〇)所引による。

(8) 全唐文前掲陳子昂・上蜀川軍事第二。徐鵬校「陳子昂集」(中華書局、上海、一九六〇)は梁を渠(山南道)に作る。一七四頁。

(9) 元和郡縣圖志三、太平寰宇記三三、舊唐書三八地理志。

(10) ベリオ文書第二九七九號「開元二四年九月鄆縣尉×助味判等案殘卷」岐山呂隱匿防丁王件傑問第卅一。本資料は、池田溫氏の譯稿と菊池英夫氏の講讀による六朝隋唐五代研究會での討論に負う。記して感謝したい。

(11) 例えば陳寅恪「唐代政治史述論稿」(一九五六)參照。なお、文宗期の記事(唐語林四・豪爽)に「邑人懼禍、渡江過淮者衆、主吏啓曰、戸口逃亡不少。」とあるのも一考を要する。

二

逃戸を檢括して戸籍上に再掌握する括戸政策について要言す

れば、武周期には李嶠が、隣保による相互監視（禁令）、租賦滞納分の免除（恩徳）、無産者の寄寓地定住の許可（權衡）、百日間の自首猶豫（制限）の四原則をとえ、權衡以外の三原則は實行された。この時期の政策基調は本籍地送還主義であったが、玄宗期、宇文融により寄寓地附籍主義が採用され（權衡の實現）、「逃戸」のうち本貫に歸還したものは「還逃戸」となるほかに寄寓地で附籍されて「客戸」となることが合法化された。一方、李嶠の禁令策は後退し、逆に逃戸の未納租賦を隣親により代納させる攤逃の弊害がいちじるしくなったため、玄宗以後唐末までの逃戸對策の中心は攤逃禁止令となつてあらわれてくる。

攤逃禁止令は、開元九年二月丁亥の科禁諸州逃亡制（全唐文二二、册府元龜六三）をはじめ、天寶八年正月勅・同十四年八月制・至德二年二月勅・乾元三年四月勅・大曆元年制（唐會要八五逃戸）、元和十四年八月李渤上言（資治通鑑二四一）、長慶二年四月同（資治通鑑二四二、舊唐書一七一李渤傳）、咸通十三年六月中書門下奏言（舊唐書一九懿宗紀）等、頻繁に發せられており、攤逃の弊が根づよく瀰漫していたことをものごとくた。その大きな原因は州刺史など地方官の成績が戸口數の多少によつて評定されるためであり、逃亡が発生しても地方官は戸籍から削除せず、その逃戸にかかる租賦を隣親の者に代納させるのである。そこで開元二十六年七月勅によつて、從來は所屬の州で年末に記録していた戸口調査方法を改め、採訪使による監査をおこなうこととした。<sup>(1)</sup>この方法は天寶八載正月勅に繼承

され、採訪使と所由の検査のもとに「虚掛丁戸」たる逃戸は戸籍から削除されるたてまゝとなつた（唐會要同）。

かくして法制上、逃戸は逃亡期間中の租賦を、それがすでに隣親により代納されていても返済義務を免除されることになつたが、實際には、地方官による不法徴収があつたとを絶たず、ついに肅宗乾元三年には、逃戸の田宅を官が租賃租佃してその收入を租賦にあてるといふ方法がとられ、憲宗もこれを繼承し、その田産を以てしても不足の分は免除することとなつた。<sup>(2)</sup>

このように逃戸未納税分を免除し、棄耕地を官により保管して自首歸還をまつにもかかわらず、また一方では、官職田・屯田・荒閑田・あるいは王公百官豪富の限度以上の庄田（すなわち籍外剩田）などを歸逃戸に給與する、と開元以來呼びかけつづけていたにもかかわらず、歸還は思うようには實現せず、自首猶豫期間をしないで延長せねばならなくなると同時に、逃戸棄耕地をも處分するようになる。すなわち制限策としての自首猶豫期間は、李嶠・宇文融のときには百日間とされていたが、開元二十四年には一年間となり、武宗會昌元年には二年間となり、宣宗・懿宗にいたつては五年間に延長されたのである。<sup>(3)</sup>

自首猶豫期間は逆に言えば逃戸棄耕地の占有權移讓の期限である。代宗大曆元年制（册府元龜四九五邦計部田制）によれば、自分の田宅を賣却して失つた農民は丁口數に應じて逃死戸の田宅を給與されることとなり、ここに逃戸田宅保管の原則がくずれはじめ、武宗のときになると、二年たつて歸還せねばその棄耕地は承佃者に與え、公驗を付して私有の永業田とする

(前掲會昌元年正月制)にいたり、宣宗および懿宗のときにはその期限が五年に延長されるのである(前掲大中・咸通兩年中の制勅)。ところで、その「承佃」者は右の咸通十一年七月十九日勅(唐會要同)では五年たてば「佃主」にされ、同じく大中二年正月制では「鄰人及び無田産人」がこれに當るとされており、その保證人としては「郷村老人と所由并びに鄰近等」があげられている。

(1) 唐會要卷八五逃戸・天寶八載正月勅、舊唐書一〇五字文融傳、册府元龜四八六戸籍・元和六年二月制。なお陸贄の貞元元年南郊大赦天下制(唐大詔令集六九)によれば、墾田數が評定規準とされている。

(2) 唐會要八五逃戸・開元二十六年七月勅、憲宗のとき觀察による(元和六年二月制)。

(3) 唐大詔令集一一一田農・開元二十四年正月聽逃戸歸首勅に「其本貫舊有産業者、一切令還、若先無者、具戸數聞奏、當別有處分」とあり、有産者は本籍地送還、無産者は寄寓地附籍とされた。李嶠の權衡策の實現だが、このように「還逃戸」とは本貫に田産をもつ者をさす。その逃亡中の租賦が親鄰により代納されていて返濟義務は免除されたこと、唐會要八五逃戸・天寶八載五月勅、同・十四載八月制を参照。歸還後の一定期間は租賦を免除され、その期間は天寶十一載十一月乙丑詔(册府元龜四九五田制)では一年間、大曆元年制(册府元龜同・唐會要同)では二年間、恩徳策の發展といえる。逃戸のうち無産にして寄寓地

で附籍されるものは客戶で、宇文融のとき「其新附客戶、則免其六年賦調、但輕稅入官」(通典七歷代盛衰戸口、舊唐書一〇五字文融傳)とされ特待期間は六年間であるが、これには周知のごとく諸説がある。

(4) 前掲乾元三年四月勅、元和十四年八月李渤上言、長慶二年四月同、舊唐書一七一李渤傳、會昌元年正月制。逃戸棄耕地の官による租佃は、すでに武后の長安三年に敦煌でおこなわれていた(前掲大谷文書二八三五)。

(5) 舊唐書八玄宗紀上・開元十年春正月戊申、册府元龜七〇帝王部務農・開元十二年六月壬辰詔、唐大詔令集一一一田農・置勸農使安撫戸口詔、册府元龜五〇三屯田・開元二十五年四月庚戌詔、前掲天寶十一載十一月乙丑詔。

(6) 唐會要八五逃戸、全唐文二二玄宗・科禁諸州逃亡制、册府元龜六三發號令・開元九年二月丁亥、前掲會昌元年正月制、大中二年正月制、咸通十一年七月十九日勅。

### 三

相つぐ農民の逃亡と、それによる徴稅成績の低下をおそれる州刺史等地方官の不法徴稅(攤逃)の蔓延という大勢に、唐朝政府は讓歩を餘儀なくされ、逃戸棄耕地を「鄰人及び無田産人」に「承佃」させ、かれらを「佃主」にする方向で農民把握を維持しようとするが、ここにも矛盾が伏在していたと思われる。

まず「隣人」というばあい、そこに土豪もふくまれ得ること

は、代宗寶應元年五月十九日勅に「逃戸の歸せざる者、當戸の租賦は徵するを停め、隣親の高戸に牽攤するを得ず」(冊府元龜四九五邦計部田制、唐會要八五)とあることから推察される。したがって、代宗のときより一層土地兼併のすすんだ唐末の懿宗期に所謂「郷村老人と所由并びに鄰近等」の「鄰近」が「隣親高戸」を意味していた可能性は大である。かかる鄰近と郷村老人というものもつ、地域社會における規制力は今後解明すべき研究課題となるが、このようないわば土蒙的勢力と所由(官吏)とが協同して逃戸の戸口調査と棄耕地の承佃に介入する、というありかたには、中國史の内在的理解のための重要な手がかりがあると思われる。州刺史や郡縣の長官に一任していたのでは逃戸の檢括と攤逃の禁止を期し難く、新たに中央から括逃探訪使・勾當租庸地稅兼覆田使・勸農使・觀察使等が派遣され、判官と地方の所由を通じて農村社會に介入してくるこゝとなつたのであるが、諸使に對する所由として、土豪的勢力を離れては行動できないこと、刺史・縣令におけるばあいと同様である。そこには、官吏と豪族との癒着という矛盾がよこたわつていたのである。土地兼併の進行が均田制を動搖させていた天寶十一載の十一月乙丑詔によれば、王公百官および家族の令式規定額以上の庄田を官收して「復業並びに無籍貫の浮逃人に特給」し、なお餘り有れば「簿帳を明立し、且つ官收租佃し、官人親識・工商富豪・兼併の家に輒給するを得ず」(冊府元龜四九五邦計部田制)としていくごとく、官人親識・工商富豪・兼併の家は一括して問題にされている。唐末、長慶四年の

杭州では、錢塘湖において「田戸が多く所由と計會し、湖水を盜洩し、以て私田を利す」(全唐文六七六白居易・錢塘湖石記)といわれ、前述のごとく元和六年の衡州では、所由の隠藏した隱戸が一萬餘戸も檢出されている。

つぎに、逃戸棄耕地を「鄰人及び無田産人」に承佃させる、というばあいの「無田産人」であるが、これには「浮客」もふくまれる。すなわち廣德二年四月勅(冊府元龜四九五田制)に「如し浮客の編附を情願し逃人の物業を射んことを請う者有らば、便ち式に准り丁口に據りて給授せよ」とあり、永泰元年正月制(同七〇務農)に「其の逃戸の復業し及び浮客の編附を情願する者は、州縣の長吏の親就存撫を仰げ」というごときである。他郷から逃亡し流移してきた「浮客」には、「還逃戸」と同じ扱いで逃戸棄耕地や檢括した籍外剩田等を給授するが、「人の役を逃れる者、多く閭里に浮寄す。縣、其の名を收め、之を客戶と謂う」(全唐文三七二柳芳・食貨論)というように「客戶」として縣に登録される。このようにして國家權力の側ではA地の逃戸棄耕地をA地の「鄰人及び無田産人」と「還逃戸」およびB地から流寓してきた「浮客」の「客戶」化によって維持しようとする意圖するのであるが、この徵稅補完的な循環過程から逸脱したものが、私的な客戶・浮客として多數存在することになる。

「浮客とは、公稅を避け強豪に依りて佃家と作るもの也」(通典七食貨丁中・杜佑註)といわれる浮客、あるいは「王公百官及び富豪の家は、比、庄田を置き、恣に吞併を行い……、

乃ち別に客戶を停め、其をして佃食せしむ」(冊府元龜四九五田制・天寶十一載十一月乙丑詔)といわれる客戶の、存在の場は、官僚・豪族の莊園であるが、この莊園の發展をささえるものとして、さきにした官僚機構の地方末端と家族的な地方勢力との癒着的重合關係を考へることが出来る。この非合法的關係を維持する要員として「遊客」があり、直接生産にたずさわる私的な「浮客」「客戶」とともに、國家秩序の側からは憂慮すべき存在として指彈されるのであろう、と考えられるが、すでに規定の紙幅の盡きたこの覺書では、右の指摘だけにとどめておかねばならない。

(1) 本稿をこのような方向でまとめるにあたって、私は、増淵龍夫先生の諸論文およびゼミナールにおける御叱正の數々にみちびかれたことを、深く感謝するものである。

(2) 括弧諸使のことは前掲拙稿による。所由の語義に關しては古賀登氏からも教示を得た。なお諸橋徹次「大漢和辭

典」は所由を「州縣の官吏。地方の小役人。」とし所由官を「唐代、府縣官をいふ。事は必ず其の手を經由する義。」とする。諸使と所由との關係についてはなお檢討の餘地が大きい。

(3) 「遊客」の語は、全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍事に「蜀州百姓、所以逃亡者、實緣官人貪暴、不奉國法、典吏遊客、因此侵漁、剝奪既深、人不堪命、百姓失業、因即逃亡。」とあり、同書六五〇元稹・長慶元年冊尊號赦に和糴の利につき「美利盡歸於主掌、善價不及於村閭、或虛招以奉於強家、或廣僦用資於遊客。」とあり、唐會要八二休假・睿宗太極元年四月勅には「遊客官人子弟、勸還本貫、十日外杖一百……。」とあるほか、舊唐書九一張柬之傳、同一四一張茂昭傳などにみられる。

(一九六三・五・二〇)(一橋大學大學院學生)